

甘味資源作物等農業機械等リース支援事業 Q & A

質 問	回 答
1 対象品目ごとの事業対象地域はどのようになりますか。	本事業は、補助対象地域を「砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和40年法律第109号）第19条第1項及び第33条第1項の指定地域の区域内」としており、対象品目ごとの指定地域は下記のとおりです。 てん菜及びばれいしょ：北海道 かんしょ：宮崎県及び鹿児島県 さとうきび：鹿児島県（種子島、奄美諸島）及び沖縄県
2 ばれいしょやかんしょはでん粉原料用に限りですか。	本事業は、全用途（生食・加工・でん粉原料用等）を対象としています。
3 実施要領で定める「リース業者からの見積書（2者以上）」に記載する内容はどのようなものですか。	リース事業者からの見積書の内容については、物件名、リース期間、リース物件価格（機械本体価格（税抜き））、リース期間終了後の残存価格、リース助成額、リース諸費用（動産総合保険料、固定資産税、軽自動車税、金利、消費税等）、借受者リース料 等となります。 なお、事業実施主体は、助成金を事業初年度に一括してリース事業者に支払うこととし、借受者リース料はリース物件価格から助成金を差し引いた額を元に算定されていることに留意して下さい。
4 リース業者からの見積書以外に、農業機械メーカーや販売店の見積書は必要ですか。	リース事業者の見積書（2者以上）があれば機械メーカーや販売店の見積書は必要ありません。 ただし、機械の諸元等のわかる資料（カタログ、パンフレット等）については、規模決定の根拠として添付願います。
5 成果目標の「現状値」について、異常年の判断基準はどのようなものですか。	基本的には、異常年とは気象災害や病虫害被害等により著しく生産量が減少した場合のことであり、自己判断で決めるものではありません。 異常年については、成果目標ごとの指標に基づき、判断するものとします。 （例：糖度の異常値をもって、単収の異常値とすることはできません。） ただし、判断に迷う場合には、異常年である根拠となる資料（生産量の減少や被害状況等）を提示いただければ、異常年と判断される場合もあり得ますので、地方農政局等

		にご相談下さい。															
6	事業実施計画書の事前確認に際し、JA等が地方農政局等に対し、複数の事業実施主体分をまとめて持ち込み又は郵送することは可能ですか。	J A等が複数の事業実施主体分をまとめて持ち込み又は郵送することは可能です。また、メールやF A Xによる確認も可能です。 ただし、書類の紛失や提出漏れを防ぐため、事前又は事後に電話等による確認を行うことが望ましいです。															
7	北海道・南九州畑作物農業機械等リース支援事業について、成果目標にある「優良品種」とは具体的にどのようなものですか。	優良品種とは、各道県において優良認定された品種又は地域在来登録された品種です。 てん菜であれば、既存品種より高糖性、病害虫抵抗性、ばれいしょ・かんしょであれば、既存品種より加工適性、病害虫抵抗性等が優れた品種となります。															
8	北海道・南九州畑作物農業機械等リース支援事業について、成果目標「優良品種の作付面積増加」の設定については、どのように考えれば良いですか。	実施要領（別記3-2）第3の1の（4）に定める目標は以下のような考え方となります。 ① 優良品種の作付面積を5ポイント以上増加 (例) 優良品種を30%作付している場合 <table><tr><td></td><td>現状値</td><td>目標値</td></tr><tr><td>優良品種面積割合</td><td>30%</td><td>35%（5ポイント増加）</td></tr></table> ② 当該（優良）品種を作付することにより、当該品目の現行作付面積のうち、当該品種が作付けされていない面積における当該品種の作付面積を30ポイント以上増加 (例) 優良品種を80%作付している場合 <table><tr><td></td><td>現状値</td><td>目標値</td></tr><tr><td>優良品種作付面積割合</td><td>80%</td><td>86%</td></tr><tr><td>（優良品種未作付面積割合）</td><td>(20%)</td><td>(14%)</td></tr></table> * 未作付面積（20%）内に占める当該品種作付割合を30ポイント増加（0%→30%） 20% × 30% = 6%（この場合、全作付面積全体に占める増加率6%で30ポイント増加となります。） 別 添：「考え方の概要図」を参照		現状値	目標値	優良品種面積割合	30%	35%（5ポイント増加）		現状値	目標値	優良品種作付面積割合	80%	86%	（優良品種未作付面積割合）	(20%)	(14%)
	現状値	目標値															
優良品種面積割合	30%	35%（5ポイント増加）															
	現状値	目標値															
優良品種作付面積割合	80%	86%															
（優良品種未作付面積割合）	(20%)	(14%)															
9	北海道・南九州畑作物農業機械等リース支援事業について、成果目標の「労働時間の削減」については、導入する機械の作業に係る労働時間の削減率でしょうか。	「労働時間の削減」については、導入する機械の作業を含む全ての労働時間における単位面積当たりの削減率としてください。 (例) ハーベスタを導入する場合 【成果目標：労働時間の削減】 現状値 15h／10a → 目標値 13h／10a（13.3%削減） <table><tr><td>区 分</td><td>現状値</td><td>目標値</td><td>削減率</td></tr><tr><td>総労働時間</td><td>15h／10a</td><td>13h／10a</td><td>13.3%</td></tr><tr><td>収穫</td><td>5h／10a</td><td>3h／10a</td><td></td></tr></table>	区 分	現状値	目標値	削減率	総労働時間	15h／10a	13h／10a	13.3%	収穫	5h／10a	3h／10a				
区 分	現状値	目標値	削減率														
総労働時間	15h／10a	13h／10a	13.3%														
収穫	5h／10a	3h／10a															

10	北海道・南九州畑作物農業機械等リース支援事業について、「てん菜及びばれいしょ（北海道）の生産に係る補助対象機械」のうち『セルフアンローダー』とは、どのような機械でしょうか。	本事業の補助対象機械のうち「セルフアンローダー」とは、「ばれいしょ自動排出装置付搬送機」のことで、種子や収穫物の搬送に使用する機械のことで。
11	農業協同組合が事業実施主体となることは可能ですか。その際の、受益地区（受益者及び受益戸数）は農協管内全ての生産者であることが必要となりますか。	農協が事業実施主体となることは可能です。 その場合でも、実施要領に定めるとおり、3戸以上の受益者がいること等要件を満たす必要があります。 また、受益者とは、本事業で導入した農業機械を使用し、成果目標の達成に向けた取組を実施する生産者・生産受託者・委託者等であり、受益戸数は、その戸数ということになります。 農協が事業実施主体となることで、農協管内全てが自動的に受益地区になるということではありません。
12	農業協同組合等が事業実施主体となり、機械利用組合等に転貸することは可能ですか。	本事業で導入した機械を転貸することは認めておりません。ただし、農協が事業実施主体となり機械を導入し、受益地区（組合員等）の作業を受託することは可能です。
13	本事業の応募に当たり、農業者の団体は、いつまでに設立が必要となりますか。	事業実施計画書に設立年月日や構成員を記載する箇所があるため、事業実施計画書を全国地域作物等振興協議会へ提出するまでに設立する必要があります。
14	農業機械導入に係る規模決定の根拠として、どのような根拠資料が必要となりますか。	規模決定根拠については、各道県が定める「特定高性能農業機械の手引き」を使用する方法や、農機メーカーが公表している機械のカタログ等を使用する方法（作業の畝幅、速度及び地域の平均的な作業日数等から農業機械の利用可能面積を算出）があります。 いずれにしても、規模の決定について、機械ごとに合理的説明が可能な資料の添付が必要です。
15	事業実施計画書における「既存の農業機械」については、何を記述すれば良いですか。	「既存の農業機械」は、当該事業実施地区において、事業実施年度以降使用見込みのある当該作物の生産に係る同種農業機械を全て記述して下さい。（国、道県、市町村による補助事業、自費導入等にかかわらず法定耐用年数以内の機械について記述してください。）
16	新たに導入する農業機械の他に同種の農業機械を使用する見込みがある場合、「機械導入規模決定根拠」には、「既存の農業機械」を含みますか。	既存の（同種）農業機械を含みます。 本事業で農業機械を導入するにあたり、過剰な投資とならないようすることが重要です。 このため、導入機械の規模決定根拠の算出にあたっては、導入予定機械及び（同種）既存農業機械（法定耐用年数以内の機械）から適正に算出する必要があります。 具体的には、引き続き使用する既存（同種）農業機械の能力の合計では不足する部分に対応した能力を有する機械を導入することが適切ということです。

17	事業実施計画書における「農業機械等の保管・設置場所」欄の記載は、本事業において導入を行う農業機械分(新規導入分)だけで良いのですか。	新規に導入する機械の保管・設置場所だけで構いません。
18	事業実施計画書の「動産保険等の内容」には、どのような内容を記載するのですか。	保険内容、保険の対象、保険期間、保険支払の条件等について記載願います。 なお、事業実施計画書に「別添資料のとおり」とし、リース事業者等から入手した動産総合保険の資料を添付することでも構いません。
19	事業実施計画書の機械導入「完了年月日」欄は、納入予定日で良いのですか。	納入予定日で構いません。なお、実績報告書を提出する際には、実際の納入日として下さい。
20	事業実施計画書の「関係する道県、市町村からの意見又は連絡状況」欄は、どのような内容を記載するのでしょうか。	関係する市町村等から、当該取組の重要性（対象作物の振興計画との整合性、機械導入についての必要性など地域の実情等を踏まえた内容）についての意見をもらい、事業実施主体が記述して下さい。
21	事業実施計画書の収支予算（「収入の部」、「支出の部」）については、どの様に記載するのでしょうか。	「収入の部」の「基金」については、基金からの助成金による収入、「その他」については、自己資金や国以外（都道府県又は市町村等）からの助成金による収入を記載して下さい。 「支出の部」については、総事業費を記載して下さい。
22	助成金は、リース会社に対して直接支払うことが可能でしょうか。	本事業の事業実施主体は、生産者組織等とリース事業者との共同実施ではなく、生産者組織等が単独で事業実施主体となることから、基金からの助成金は事業実施主体である生産者組織に対して支払うこととなります。
23	本事業のリース契約形態について、所有権移転を前提としたリース契約は対象外となりますか。また、リース期間満了後の物件の処分方法に指定はありますか。	本事業は「リース方式による導入」に対する支援であり、予めリース期間満了後の「購入」について、リース契約上、取り決めるを行うことは、「購入補助」と見なされるおそれがあることから、認めていません。 また、リース期間満了後の物件の処分方法について指定はありません。再リース、返還又は破棄等の取扱いをリース事業者との間で決めていただくこととなります。
24	耐用年数未満のリース契約も可能ですか。	4年以上、法定耐用年数以内の要件を満たしていれば、事業に必要となる期間を設定していただくことは可能です。
25	導入する農業機械の機種は予め事業実施主体で指定したもので、入札を行って良いのでしょうか。	効率的な入札を行うため、導入を見込む農業機械の機種を絞り入札を実施することは可能です。
26	本事業でリース事業者を選定するにあたり、一般競争(又は指名競争)の具体的な方法はどのようになるのでしょうか。	本事業のリース業者の選定にあたっては、一定期間の公示（公示期間は10日間以上（土日祝日を含まない）を確保すること）により、広く周知を図ることが必要です。 なお、入札書には、全体額を記載して頂くこととし、内訳として上記3の各項目を併せて記載頂く必要があります。（内訳を別紙として添付することも可能） また、事業実施主体は、予定価格の作成において、2者以上の見積書に基づき作成するも

		のとし、その作成経緯に関する証拠書類を整備・保管を行うものとしします。
27	リース事業者の入札について、指名競争を行う場合は、何者以上が必要となるのでしょうか。	リース事業者とのリース契約は、「原則、一般競争入札」によりリース事業者を選定していただく必要があります。 ただし、産地におけるリース事業者数が少ない等合理的な理由がある場合、原則、3者以上の指名競争でも可能です。（指名競争入札の場合は、事業実施計画書に指名業者選定の考え方の記載が必要です。）
28	事業実施計画書に添付する書類は、どのようなものが必要となるのでしょうか。	① 事業実施主体の活動や財務状況に係る資料 ・ 規約 ・ 役員名簿 ・ 総会資料等応募者の活動内容が分かる資料 ② 補助対象機械に係る資料 ・ 機械利用運営規定 ・ リース会社の見積書2者以上 ・ カタログ・パンフレット等 ・ 受益農家、受益面積、機械決定規模が分かる資料 ・ 関係する県、市町村において、過去（耐用年数の範囲内）、国庫事業により導入した農業機械等の実績及び地区を示した資料（対象は今回導入するものと同種のもの） ③ その他 ・ 成果目標の根拠となる資料（必要に応じて）